

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民健康保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は国保給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

狭山市長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険給付に関する事務
②事務の概要	<p>・事務全体の概要 国民健康保険法に基づき、狭山市国民健康保険被保険者に対し、定められた給付を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 国民健康保険給付事務で狭山市国民健康保険被保険者のうち、給付対象者となる被保険者を特定するため、以下の場合に使用する。</p> <p>①給付に関する申請等に係る確認 ②給付に関する証明書類等の交付に係る確認 ③保険給付の支給に係る確認 ④一部負担金の減免等の措置に係る確認 ⑤保険給付の全部又は一部の支払い差し止め措置に係る確認 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、自治体中間サーバ、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国保給付特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年度5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 30の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97 106. 109. 120の項 ②情報照会の根拠 42. 43の項 ③オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿健康部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL 04-2953-1111 (代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市 長寿健康部 保険年金課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL 04-2953-1111 (代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年5月1日	I 関連情報 評価実施機関に おける担当部署	狭山市 保険年金課	長寿健康部 保険年金課	事後	
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、国保連 合会:国保総合システム・アシストシステム、番号 連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間 サーバ	国民健康保険システム、宛名システム、番号連 携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間 サーバ、次期国保総合システム及び国保情報 集約システム	事後	
平成30年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報が含まれる項 1. 2. 3. 4. 5. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 93の項 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の標記、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の標記であり、それぞれ他の法令等において「市」、「医療保険給付関係情報」が対象として定められている項 12. 15. 17. 22. 43. 58. 88. 97. 106. 109の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の標記、第四欄(特定個人情報)に「保険給付関係情報」が含まれる項 61. 94の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給」が含まれる項 42. 43の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「保険給付の支給」が含まれる項 93の項	①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 119の項 ②情報照会の根拠 42. 43の項	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・事務全体の概要 国民健康保険法に基づき、狭山市国民健康保険被保険者に対し、定められた給付を行っている。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 国民健康保険給付事務で狭山市国民健康保険被保険者のうち、給付対象者となる被保険者を特定するため、以下の場合に使用する。 ①給付に関する申請等に係る確認 ②給付に関する証明書類等の交付に係る確認 ③保険給付の支給に係る確認 ④一部負担金の減免等の措置に係る確認 ⑤保険給付の全部又は一部の支払い差し止め措置に係る確認	・事務全体の概要 国民健康保険法に基づき、狭山市国民健康保険被保険者に対し、定められた給付を行っている。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 国民健康保険給付事務で狭山市国民健康保険被保険者のうち、給付対象者となる被保険者を特定するため、以下の場合に使用する。 ①給付に関する申請等に係る確認 ②給付に関する証明書類等の交付に係る確認 ③保険給付の支給に係る確認 ④一部負担金の減免等の措置に係る確認 ⑤保険給付の全部又は一部の支払い差し止め措置に係る確認 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、自治体中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、自治体中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年度5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 30の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年度5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 30の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109 119の項 ②情報照会の根拠 42. 43の項	①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109 119の項 ②情報照会の根拠 42. 43の項 ③オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 119の項 ②情報照会の根拠 42. 43の項 ③オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120の項 ②情報照会の根拠 42. 43の項 ③オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120の項	①情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120の項	事後	